

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日とする)

目 次

◇規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇告 示

土地改良区の役員の退任

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(二件)

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定(六件)

基本測量の終了

◇公 告

少年指導委員の委嘱

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十一年三月鳥取県条例第一号)の施行期日は、昭和六十一年五月一日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十八号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十二

月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

別表の第一種県営住宅の表中

浜坂第一団地

浜坂第一団地

二四 一一、四〇〇円

を

吉成東団地

に、

一一 一一三、三〇〇円

を

吉成東第一団地

吉成東第二団地

上灘団

を

地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、三〇〇円
	第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、三〇〇円
	第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、三〇〇円
	第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円
	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、八〇〇円

を

に、

を

に、

上灘第一団地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、四〇〇円
	第五号から第十二号までの住宅	八	三八、六〇〇円
上灘第二団地	第十七号から第二十八号までの住宅	一二	三九、一〇〇円
	第二十九号から第三十二号までの住宅	四	三〇、八〇〇円
上井第三団地	第十三号から第十八号までの住宅	六	一〇、六〇〇円
	第百七号から第百九号までの住宅	三	二〇、七〇〇円
上井第五団地	第三十九号から第四十四号までの住宅	六	九、六〇〇円
	第百十号から第百十二号までの住宅	三	一九、七〇〇円
三柳第一団地	第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、三〇〇円
	第五号から第十二号までの住宅	一六	一一、六〇〇円

に、		を		に、			
地 上粟島第六団	第百八十一号から第百九十六号までの住宅	一六	一〇、四〇〇円	上福原第二団	第十七号から第二十号まで及び第二十九号から第三十号までの住宅	八	三一、六〇〇円
	第百九十七号から第二百一十号までの住宅	六	一七、四〇〇円		第二十一号から第二十八号までの住宅	八	四一、三〇〇円
河崎団地	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅	一三	一七、八〇〇円	上福原第一団	第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、九〇〇円
	第七号から第十四号まで及び第三十九号から第四十六号までの住宅	一六	一八、二〇〇円		第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、三〇〇円
	第十五号から第三十八号まで及び第四十七号から第五十三号までの住宅	七	一一、七〇〇円		第十四号から第十五号までの住宅	二四	一九、八〇〇円
	第六号から第六十号までの住宅	一三	一七、八〇〇円		第四十七号から第五十三号までの住宅	七	一一、七〇〇円
	第七号から第十四号まで及び第三十九号から第四十六号までの住宅	一六	一八、二〇〇円		第十五号から第三十八号までの住宅	二四	一九、八〇〇円
上福原団地	第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、九〇〇円	河崎団地	第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅	一三	一七、八〇〇円
	第十三号から第十六号までの住宅	八	三一、三〇〇円		第七号から第十四号まで及び第三十九号から第四十六号までの住宅	一六	一八、二〇〇円

を		に改める。	
地 上粟島第六団	第百八十一号から第百九十六号までの住宅	一〇	一〇、四〇〇円
	第百九十七号から第二百一十号までの住宅	六	一七、四〇〇円
地 湯所町第六団	第二十一号から第二十五号まで及び第三十六号から四十号までの住宅	三	二〇、〇〇〇円
	第二十六号から第三十五号までの住宅	六	一七、四〇〇円
地 湯所町第七団	第四十一号から第四十六号までの住宅	一〇	一〇、四〇〇円
	第四十七号から第五十三号までの住宅	三	二〇、〇〇〇円
地 東浜第六団地	第一号から第六号までの住宅	一〇	一〇、四〇〇円
	第七号から第十二号までの住宅	六	一七、四〇〇円

別表の第二種原営住宅の表中

道第六団地 第六十三号及び第六十四号の住宅 第六十七号及び第六十八号の住宅		第六六号の住宅		第六十七号から第七十号までの住宅		第八号から第十二号までの住宅		第百四号の住宅		第百五号及び第百六号の住宅		第五十六号 六 二〇、二〇〇円	第七十四号 一二 九、四〇〇円	二四 九、四〇〇円	
		二	二	四	二	五	一	二	八、五〇〇円	一八、二〇〇円	一三、六〇〇円				一〇 八、五〇〇円
に、		を		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	
		に、		に、		に、		に、		に、		に、		に、	

改める。

附則

1 この規則は、昭和六十一年五月一日から施行する。

2 次の表の上欄及び中欄に掲げる県営住宅の家賃については、昭和六十二年五月一日から昭和六十二年三月三十一日までの期間は、この規則による改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の下欄に定める額とする。

庄内団地	第一号及び第二号の住宅	二	一五、七〇〇円
庄内団地	第三号の住宅	一	一一、三〇〇円
庄内団地	第五号から第十号までの住宅	六	八、一〇〇円
吉成東第二団地	第十七号から第二十号まで及び第三十七号から第四十号までの住宅	三	三〇、五〇〇円
吉成東第二団地	第二十一号から第三十六号までの住宅	三	三八、五〇〇円
吉成東第二団地	第十七号から第二十号まで及び第二十九号から第三十二号までの住宅	三	三一、〇〇〇円
吉成東第二団地	第二十一号から第二十八号までの住宅	三	三九、〇〇〇円

告 示

鳥取県告示第三百五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中 島 照 美 岩美郡福部村大字左近三七一

昭和六十年五月六日退任

鳥取県告示第三百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を昭和六十一年四月三日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百五十三号

西伯町土地改良区が行う土地改良事業に係る西伯（阿賀）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十四号

鳥取市が行う土地改良事業に係る倭文地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四

項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年四月九日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第三百五十五号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡溝口町福岡字上代山（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 1 保安林予定森林の所在場所

東伯郡赤碓町大字山川字船上山・字勝田川頭西平（以上二字国有林。

次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(次の図)及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十六号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字大谷六二五・六二六・六三七から六四〇まで
・字州平ラ六四九・字持谷六五二・六五二の一・六五四(以上一〇筆に
ついて、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百五十七号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字具津掛三九八の七・三九八の八(以上二筆
国有林)

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

二 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒埴字具津掛三九六の三・三九六の四・三九七の
三・三九七の四(以上四筆国有林)

2 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

3 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百五十八号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡気高町大字勝見字清乗谷七八三の一、七八三の三

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第三百五十九号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字俵原字小畑谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び三朝町
役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第三百六十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示す
る。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字吉川（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡大栄町大字西園字五反田續三三一の一(次の図に示す部分に限る。)、字五反田西通三一二の七

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び大栄町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百六十二号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定に基づ

き、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年四月八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 基本測量(精密測地網一次基準点測量)

二 作業地域 鳥取市、米子市、八頭郡船岡町、河原町、用瀬町、那家町、

智頭町及び佐治村、気高郡青谷町、東伯郡北条町、関金町

及び赤碕町、西伯郡中山町、大山町、会見町、岸本町、名和

町及び西伯町並びに日野郡溝口町、日野町、日南町及び江府

町

三 終了年月日 昭和六十一年三月三日

公 告

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

昭和61年4月8日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜 代 治

氏 名	住 所	活 動 区 域
神谷一成	鳥取市今町一丁目433	鳥取駅周辺地区(鳥取市東品治町、今町一丁目、今町二丁目、瓦町、栄町、元町、永楽温泉町、末広温泉町、吉方温泉一丁目、弥生町、扇町及び富安二丁目の区域)
稲田克夫	鳥取市扇町166	
小田教男	倉吉市上井町一丁目7 二18	上井地区(倉吉市上井町一丁目、上井町二丁目、山根及び八屋の区域)
林昭次	倉吉市上井町一丁目12 二21	
杉嶋和雄	米子市万能町167	米子駅前地区(米子市明治町、末広町、塩町、茶町、東町、万能町及び弥生町の区域)
田部 實	米子市皆生1895	皆生地区(米子市皆生及び上福原の区域)
坂倉 博	境港市松ヶ枝町35	境港市街地区(境港市元町、東本町、朝日町、末広町、中町、相生町、日ノ出町、本町、明治町、大正町、京町、松ヶ枝町及び栄町の区域)
荒木 萬吉	境港市元町1819	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千七百円(送料を含む。)】